

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 2 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{衛 生 主 管 部 (局)} \\ \text{介 護 保 険 主 管 部 (局)} \end{array} \right) \text{御 中}$

個 人 情 報 保 護 委 員 会 事 務 局
厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療等情報担当参事官室
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省老健局総務課

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に
関する Q & A（事例集）」の一部改正について

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q & A（事例集）」（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q & A（事例集）について」（平成 29 年 5 月 30 日付け事務連絡）別添。以下「Q & A」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年個人情報保護委員会規則第 4 号）が令和 6 年 12 月 2 日に施行されました。

これに伴い、Q & Aにつき別添 1 のとおり一部改正し、別添 2 のとおりとするため、改正の趣旨、内容等についてご了解いただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。なお、本改正以降も最大 1 年間、従来の保険証に係る取扱いについては、なお従前の例とする点にご留意いただくようお願いいたします。